

昭和二十四年運輸省令第四十九号

海上運送法施行規則

海上運送法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 通則（第一条・第一条の二）

第二章 船舶運航事業

第一節 定期航路事業

第一款 旅客定期航路事業（第二条—第十

九条の四）

第二款 内航貨物定期航路事業（第二十条

一第二十一条の十一）

第三款 外航定期航路事業（第二十一条の

十二—第二十二条の二十三）

第二節 不定期航路事業

第一款 内航不定期航路事業（第二十二条

一第二十三条の六）

第二款 外航不定期航路事業（第二十三条

の七—第二十三条の十三の二）

第三節 旅客の安全を害するおそれがあ

る行為（第二十三条の十四）

第二節の三 報告（第二十三条の十五—第二

十三条の十七）

第二節 檢査員証（第二十四条）

第三節 航海命令従事証明書（第二十四

条の二）

第四節 損失補償（第二十五条）

第五節 運送に関する協定等（第二十六条—

第二十八条）

第三章 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理

店業（第二十九条）

第四章 日本船舶及び船員の確保（第三十条）

第五章 準日本船舶の認定等（第三十一条—第

四十二条の六の二）

第六章 先進船舶の導入等の促進（第四十二条の

七—第四十二条の七の十二）

第七章 特定船舶の導入の促進（第四十二条の

十四—第四十二条の十七）

第八章 湖、沼又は河川において営む船舶運航

の事業（第四十二条の十八）

第九章 國際船舶の譲渡等（第四十三条—第四

十五条）

第十章 雜則（第四十六条—第五十一条）

附則

第一章 通則

（定義）

「事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港と

の間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定め

て行う貨物定期航路事業をいい、「内航貨物定

期航路事業」とは、その他の貨物定期航路事業

をいう。

この省令において、「外航定期航路事業」と

は、対外旅客定期航路事業及び外航貨物定期航

路事業をいう。

この省令において、「外航不定期航路事業」

とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は

本邦以外の地域の各港間ににおける不定期航路事

業をいい、「内航不定期航路事業」とは、その他

の不定期航路事業をいう。

（書類の経由等）

第一条の二 この省令の規定により、事業計画に

記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長

（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「所

轄地方運輸局長」という。）に提出することと

されている申請書、届出書又は報告書は、当該

拠点を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を

経由することができる。

この省令の規定により、主たる事務所若しく

は、當業所の所在地を管轄する地方運輸局長又は

当該地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提

出することとされている申請書、届出書又は報

告書は、当該所在地を管轄する運輸支局長又は

海事事務所長を経由することができる。

前二項に規定する申請書、届出書又は報告書

の提出部数は、一通とする。

第二章 船舶運航事業

第一節 定期航路事業

第一款 旅客定期航路事業

（一般旅客定期航路事業の許可申請）

第二条 海上運送法（昭和二十四年法律第八十

七号。以下「法」という。）第三条第一項の規

定により一般旅客定期航路事業の許可を受けよ

うとする者（以下この条において「一般旅客定

期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲

げる事項を記載した一般旅客定期航路事業許

可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとす

る。

一 住所及び氏名（法人にあつてはその住所、

名称及び代表者の氏名。以下同じ。）

二 一般旅客定期航路事業許可申請者が法人

（地方公共団体を除く。以下同じ。）である場

合は、その役員の氏名

三 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相

互間の距離（航路図をもつて明示するこ

と。）

ロ 使用旅客船（予備船を含む。以下同じ。）

ハ の明細（第一号様式による。）

ハ 当該事業に使用する係留施設、水域施設

（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等

をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船

を除く。）の概要

（指定区間を含む航路において当該事業を営

もうとする場合に限る。）

イ 運航日程及び運航時刻（すべての運航間

隔時間が所轄地方運輸局長が定める時間以

下である場合にあつては、始発及び終発の

時刻、運航間隔時間並びに運航所要時間を

もつて運航時刻に代えることができる。）（以下「所

轄地方運輸局長」という。）に提出することと

される。）の使用旅客船ご

との最大搭載数量

ロ 旅客、手荷物、小荷物、自動車（自動車

航送をする場合に限る。）及び貨物（貨物

運送をする場合に限る。）の使用旅客船ご

あつては、その運航の時季

ハ 一般的な運航開始予定期日

前項の一般旅客定期航路事業許可申請書に

は、次に掲げる書類を添付するものとする。た

だし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の

一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航

路事業許可申請書を提出する場合には、第二号

及び第三号の書類は、そのうちの一一般旅客定

期航路事業についての一般旅客定期航路事業許

可申請書に添付すれば足りるものとする。

イ 一次に掲げる事項を記載した書類

ハ 同該申請が法第四条各号に掲げる基準に

適合する旨の説明

二 同該申請が法第四条各号に掲げる基準に

適合する旨の説明

三 三次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 一次に掲げる事項を記載した書類

ハ 同該申請が法第四条各号に掲げる基準に

適合する旨の説明

二 同該申請が法第四条各号に掲げる基準に

適合する旨の説明

三 三次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 一次に掲げる事項を記載した書類

ハ 同該申請が法第四条各号に掲げる基準に

適合する旨の説明

二 同該申請が法第四条各号に掲げる基準に

適合する旨の説明

三 三次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 一次に掲げる事項を記載した書類

ハ 同該申請が法第四条各号に掲げる基準に

適合する旨の説明

二 同該申請が法第四条各号に掲げる基準に

適合する旨の説明

二 一般旅客定期航路事業許可申請者が法第五

条各号のいずれにも該当しないことを誓約す

る書面

三 一般旅客定期航路事業許可申請者が法人で

ある場合は、その定款、登記事項証明書並び

に最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

（法第五条第三号イからハまでの国土交通省令

で定める者）

定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該許可を受けようとする者（持分会社

（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五

百七十五条第一項に規定する持分会社をい

している者）

二 当該許可を受けようとする者（持分会社

（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五

百七十五条第一項において同じ。）である場合

に限る。）の資本金の二分の一を超える額を

出資している者

三 当該許可を受けようとする者の事業の方針

の決定に関する前二号に掲げる者と同等以

上の支配力を有すると認められる者

四 法第五条第三号ロの国土交通省令で定める者

は、次に掲げる者とする。

一 親会社等がその議決権の過半数を所有して

いる株式会社

二 親会社等がその資本金の二分の一を超える

額を出資している持分会社

三 事業の方針の決定に関する同様の過半数を

所有している株式会社

一 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

二 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

三 事業の方針の決定に関する同様の過半数を

所有している株式会社

一 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

二 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

三 事業の方針の決定に関する同様の過半数を

所有している株式会社

一 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

二 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

三 事業の方針の決定に関する同様の過半数を

所有している株式会社

一 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

二 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

三 事業の方針の決定に関する同様の過半数を

所有している株式会社

一 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

二 当該許可を受けようとする者がその資本金

の二分の一を超える額を出資している持分会社

三 事業の方針の決定に関する同様の過半数を

所有している株式会社

	算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。 (船舶運航計画の届出)
<b>第三条</b>	法第六条の規定により船舶運航計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した船舶運航計画届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一 住所及び氏名	一 前条第一項第四号イからニまでに掲げる事項
二 (運賃及び料金の届出)	二 前条第一項第四号イからニまでに掲げる事項
三 法第八条第一項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。	三 法第八条第一項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
四 (運賃及び料金の届出)	四 (運賃及び料金の届出)
五 法第九条第一項第二号に規定する運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項は、次のとおりとする。	五 法第九条第一項第二号に規定する運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項は、次のとおりとする。
六 一 住所及び氏名 二 当該運賃を適用しようとする航路 三 当該運賃及び料金の種類、額及び適用方法 (変更の届出の場合は、新旧の運賃又は料金(変更による部分に限る。)を明示すること。) 四 運賃及び料金の変更の届出の場合は、変更の予定期日 (運賃の上限の認可等)	六 一 住所及び氏名 二 当該運賃を適用しようとする航路 三 当該運賃及び料金の種類、額及び適用方法 (変更の届出の場合は、新旧の運賃又は料金(変更による部分に限る。)を明示すること。) 四 運賃及び料金の変更の届出の場合は、変更の予定期日 (運賃の上限の認可等)

	次に掲げる事項を記載した運送約款設定認可(変更認可)申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一 住所及び氏名	一 住所及び氏名
二 認可を申請しようとする運送約款(変更認可申請の場合は、新旧の運送約款(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)	二 認可を申請しようとする運送約款(変更認可申請の場合は、新旧の運送約款(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
三 変更認可申請の場合は、次に掲げる事項	三 変更認可申請の場合は、次に掲げる事項
四 イ 変更の予定期日 ロ 変更を必要とする理由	四 イ 変更の予定期日 ロ 変更を必要とする理由

	第六条 法第九条第二項第二号に規定する運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項は、次のとおりとする。
一 一 貨及び料金に関する事項	一 一 貨及び料金に関する事項
二 二 運送の引受けに関する事項	二 二 運送の引受けに関する事項
三 三 乗船券、手荷物券、小荷物券及び自動車航送券に関する事項	三 三 乗船券、手荷物券、小荷物券及び自動車航送券に関する事項
四 四 手荷物及び小荷物の範囲に関する事項	四 四 手荷物及び小荷物の範囲に関する事項
五 五 手荷物及び小荷物の引取り、引渡し及び保管に関する事項	五 五 手荷物及び小荷物の引取り、引渡し及び保管に関する事項
六 六 手荷物、小荷物及び航空する自動車の積込み及び陸揚げに関する事項	六 六 手荷物、小荷物及び航空する自動車の積込み及び陸揚げに関する事項
七 七 損害賠償その他の責任に関する事項	七 七 損害賠償その他の責任に関する事項
八 八 旅客の禁止行為に関する事項	八 八 旅客の禁止行為に関する事項

	第七条 法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、一般旅客定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、一般旅客定期航路事業者が次いづれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。
一 一般旅客定期航路事業者に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合	一 一般旅客定期航路事業者に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
二 一般旅客定期航路事業者が自ら管理するウエブサイトを有していない場合	二 一般旅客定期航路事業者が自ら管理するウエブサイトを有していない場合
三 一般旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一	三 一般旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一
四 (運送約款の認可申請)	四 (運送約款の認可申請)
第五条 法第九条第一項の規定により運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、(運送約款の認可申請)	第五条 法第九条第一項の規定により運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、(運送約款の認可申請)







示をウェブサイトへの掲載により行うことと要しない。

一 内航貨物定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

エブサイトを有していない場合

二 内航貨物定期航路事業者が自ら管理するウ

エブサイトを有していない場合

三 内航貨物定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

(準用規定)

**第二十一条の五** 第七条の二から第七条の四ま

で、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする内航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号イ中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航

路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該船舶」とあるのは「当該船舶」。

第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による处分(輸送の安全に係るものに限る)を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは当該命令」と読み替えるものとする。

**第二十一条の六から第二十一条の十一まで 削除**

(事業開始の届出)

**第二十一条の十三** 法第十九条の四第二項の規定により対外旅客定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、法第十九条の五第一項の規定により外航貨物定期航路事業の開始の届出をし、當國土交通大臣に提出するものとする。

**第二十一条の十二 削除**

(事業開始の届出)

**第二十一条の十四** 法第十九条の四第二項又は第十九条の五第一項の規定により前条の外航定期航路事業開始届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款変更届出書を主たる事務所又は當業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 対外旅客定期航路事業又は外航貨物定期航路事業の別及び人の運送の有無

イ 航路の起点、寄港地及び終点(航路図をもつて明示すること。)

ロ 使用船舶の明細(第十号様式による。)

ハ 運航回数(運航が特定の時季に限られてゐるものにあつては、その運航の時季を含む。)

二 起点、寄港地及び終点における當業所及び代理店の名称及び所在地

五 貨物運送約款

(事業変更の届出)

**第二十一条の十五** 第二十二条の四の規定により外航定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は當業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 当該航路の名称

三 変更しようとする事項及びその実施の予定期日

四 (旅客名簿の写しの交付)

五 (運送約款の変更の届出)

(運送約款変更の届出)

**第二十一条の十七** 法第十九条の四第四項の規定により前条の運送約款届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款変更届出書を主たる事務所又は當業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

二 当該航路の名称

三 運送約款

(運送約款変更の届出)

**第二十一条の十八** 法第十九条の四第六項の規定による旅客名簿の写しの交付は、対外旅客定期航路事業の用に供する船舶の発航前までに行わなければならない。

(事業廃止の届出)

一 住所及び氏名

二 変更しようとする事項(前条に規定する事項の新旧(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)及びその実施の予定期間

三 運航回数を一時的に変更しようとする場合には、その実施の予定期間

四 変更の理由

(運賃及び料金等の公示の方法)

一 住所及び氏名

二 対外旅客定期航路事業又は外航貨物定期航路事業の別及び人の運送の有無

三 当該航路の名称

四 廃止の年月日

(安全管理規程の内容)

一 住所及び氏名

二 対外旅客定期航路事業又は外航貨物定期航路事業の運送する外航貨物定期航路事業(以下この条から第二十一条の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。)を當む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方法に関する事項

イ 基本的な方針に関する事項

ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

ハ 取組に関する事項

一 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ 勤務体制に関する事項

ハ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

二 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関する情報

ロ 通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確實に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ハ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

一 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

二 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

三 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

四 航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項

五 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

六 旅客の乗下船及び船舶の離岸の際に

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方法に関する事項

イ 基本的な方針に関する事項

ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

ハ 取組に関する事項

一 病気、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

- (8) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10) 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項

(11) 保安管理体制の整備に関する事項

ハ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項

二 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

ヘ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）

チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 運航管理者の選任及び解任に関する事項

（安全統括管理者の要件）

**第二十一条の十九の二** 対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 対外旅客定期航路事業等の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

**第二十一条の十九の三** 対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等に使用する船舶のうち最

□ 船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に關し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 外对旅客定期航路事業等における船舶の運航の管理に關しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二 十八歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないことを。

（安全管理規程の設定又は変更の届出）

**第二十一条の二十** 法第十条の三第一項（法第十九条の第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合には、当該変更を実施する日）までに主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合は、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三 事業開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）

四 変更届出の場合は、変更を必要とする理由（安全管理者及び運航管理者の選任等の届出）

**第二十二条の二十一** 法第十条の三第五項（法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の

- 地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る)は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名  
二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日  
三 選任し、又は解任した年月日  
四 解任の届出の場合は、解任の理由

前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 安全統括管理者選任届出書 選任された運航管理者が第二十二条の十九の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

(賃率表の設定除外)

**第二十二条の二十二** 法第十九条の六(法第十九条の七において準用する場合を含む。)の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次の通りとする。

一 石炭  
二 コーカス  
三 鉱石  
四 塩  
五 砂糖  
六 肥料  
七 木材  
八 谷類  
九 生動物

十一 その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物

(準用規定)

**第二十三条の二十三** 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする外航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条

又は「第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」と、同条第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときはは當該処分の内容並びに當該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときはは當該命令」とあるのは「ときは、當該命令」と読み替えるものとする。

第二十一条の二の規定は、法第十九条の六（法第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定による外航定期航路事業の賃率表の公示について準用する。

## 第二節 不定期航路事業

### 第一款 内航不定期航路事業

(事業開始の届出)

**第二十二条** 法第二十条第二項の規定により人の運送をする内航不定期航路事業開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 使用船舶の明細（第一号様式による。）その他開始しようとする事業の概要

三 事業開始の年月日

四 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航不定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲（安全管理規程の内容）

**第二十二条の二** 人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ 基本的な方針に関する事項

ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

二 取組に関する事項

二一 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

二二 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他組織体制に関する事項

二三 勤務体制に関する事項

二四 経営の責任者が輸送の安全の確保に関する責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

二五 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

二六 運航管理者の権限及び責務に関する事項

二七 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

二八 事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関する情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

二九 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそろいのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

(4) 次に掲げる書類の作成、船舶への備付け等に関する事項

(i) 航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図

(ii) もつばら一定の海域において人の運送を行うものの(1-i)に掲げるものを除く。)にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した運航基準図

(5) 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

(6) 旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項

(7) 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10) 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項

ハ 事故、灾害等の防止対策の検討及び実施に関する事項

二 事故、灾害等が発生した場合の対応に関する事項

ホ 内部監査その他の事業の実施及び管理制度の状況の確認に関する事項

ヘ 従業者に対しその職務に関して必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）

チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 運航管理者の選任及び解任に関する事項（安全統括管理者の要件）

第二十二条の二の二 人の運送をする内航不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。一人の運送をする内航不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上ある者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され解任の日から二年を経過しない者でないこ

**(運航管理者の要件)**

#### 四 変更を必要とする理由 (事業廃止の届出)

#### 四 変更を必要 （事業廃止の届出）

(田) とする理由

**第二十二条の二の三** 人の運送をする内航不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。  
一 次のいずれかに該当すること。  
イ 船舶の運航の管理を行おうとする内航不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して人の運送をする内航不定期航路事業を営む場合にあつては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。  
ロ 船舶の運航の管理を行おうとする内航不定期航路事業と同等以上の規模の人の運送をする内航不定期航路事業における船舶の運航の管理に關し三年以上の実務の経験を有する者であること。  
ハ 船舶（旅客船を使用する場合にあつては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航不定期航路事業を當む者が選任する運航管理者にあつては、當該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。  
二 人の運送をする内航不定期航路事業における船舶の運航の管理に關しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。  
十八歳以上であること。  
三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。  
  
(事業変更の届出)  
**第二十二条の三** 法第二十条第二項の規定により届出をした事項の変更の届出（内航不定期航路事業に係るものに限る。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航不定期航路事業変更届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。  
一 住所及び氏名  
二 変更しようとする事項（第二十二条に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）  
三 変更の予定期日

## 四 変更を必要 （事業廃止の届出）

(田) とする理由

(事業廃止の届出)  
**第二十三条** 法第二十条第三項の規定により人の運送をする内航不定期航路事業廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航不定期航路事業廃止届出書を主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名  
二 廃止した事業の概要  
三 事業廃止の年月日  
(法第二十条の二第五項において準用する法第五十五条ただし書の国土交通省令で定める場合に)  
**第二十三条の二** 法第二十条の二第五項において準用する法第五十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該船舶が平水区域のみを航行するとき。  
二 当該船舶が本邦の各港間を航行し、かつ、平水区域を超えて沿海区域のみを航行するとき(当該船舶の航行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が告示で定める場合に限る。)。

(準用規定)

**第二十三条の三** 第七条の三、第七条の四、第九条の二、第十九条の二の二及び第二十一条の四の規定は、人の運送をする内航不定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の三、第七条の四及び第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」として、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による处分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは当該处分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のため講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第二十二条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるものは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

る旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「ロ及びハ」とあるのは、「ハ」と読み替えるものとする。  
**(旅客不定期航路事業の許可申請)**

**第二十三条の四** 法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名  
二 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員の氏名  
三 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号  
四 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員の氏名  
五 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもつて明示すること）  
六 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 航路の起終点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもつて明示すること）

二 旅客船の明細（第一号様式による。）  
三 当該事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船を除く。）の概要  
四 使用旅客船の明細（第一号様式による。）  
五 航路が特定の時季又は一日のうちの特定の時間内に限られているものにあつては、その運航の時季又は時間  
六 運航開始予定期日

ヘ 乗合旅客の運送をするものにあつては、その旨

前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

イ 当該申請が法第二十一条第五項において掲げる基準に適合する旨の説明  
ロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。）  
ハ 法第二十一条の五において準用する法第十条の三第三項の規定により届出をしよう

とする安全管理規程の概要並びに法第二十一条の五において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第五項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

四 法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不

定期航路事業（第二十三条の四の三第二項に

おいて「第二号旅客不定期航路事業」とい

う。）にあつては、安全人材確保計画

（法第二十一条第四項第五号の国土交通省令で

定める事項）

二 第二号許可更新申請者が法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を受けようとする者（次条において「第二号許可更新申請者」という。）に係る安

全人材確保計画にあつては、当該更新前の第

二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二

項の許可の更新を含む。）の申請際に提出

した安全人材確保計画に係る次に掲げる事項

イ 安全人材の確保の目標の達成状況

ロ 安全人材の養成その他の安全人材を確保

するための取組の状況

ハ 輸送の安全を確保するための従業者に対

する教育訓練の実施状況

二 輸送の安全を確保するための従業者の確

保の目標の達成状況

（許可の更新）

二 第二号許可更新申請者は、

前項の第二号許可更新申請書には、

次に掲げる事項を記載した書類

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第二十一条第五項において

掲げる基準に適合する旨の説明

ロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達

方法を明示した資金計画（旅客不定期航路

事業許可申請者が法人である場合は、第三

号の書類をもつて代えることができる。）  
ハ 法第二十一条の五において準用する法第十

条の三第三項の規定により届出をしよう

とする。

二 住所及び氏名

三 他開始しようとする事業の概要

三 事業開始の年月日

（事業計画の変更の届出）

二 第二十三条の五において準用する法第十

条の三第三項の規定により届出をしよう

とする。

一 住所及び氏名

二 他開始しようとする事業の概要

三 事業開始の年月日

（事業計画の変更の届出）

二 住所及び氏名

三 他開始しようとする事業の概要





六 協定を締結し、又はその内容を変更する  
とが必要な理由  
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 原本と相違ない旨を記載した協定の原本の  
写(口頭の協定である場合には、その内容を  
説明する文書)

二 法第二十八条第一号の協定にあつては、共  
同經營を予定する航路に係る輸送需要の減少  
を示す書類及び事業収支計算書

三 法第二十八条第二号の協定にあつては、共  
同經營を予定する航路に係る現に設定してい  
る運航日程又は運航時刻及び設定を予定する  
運航日程又は運航時刻を記載した書類

四 法第二十八条第三号の協定にあつては、共  
同經營を予定する航路に係る現に設定してい  
る運航日程及び設定を予定する運航日程を記  
載した書類

3 第一項に規定する申請書は、協定に関する事  
務を統括する事務所又は當業所の所在地を管轄  
する運輸支局長又は海事事務所長を経由するこ  
とができる。

4 第一項に規定する申請書の提出部数は、二通  
とする。

(協定等の届出)

第二十七条 法第二十八条第四号に掲げる行為を  
し、又はその内容を変更しようとする船舶運航  
事業者が法第二十九条の二第一項の規定により  
行う届出は、次に掲げる事項を記載した協定等  
届出書二通を国土交通大臣に提出して行うもの  
とする。

一 法第二十八条第四号に規定する協定、契約  
又は共同行為(以下「協定等」という。)の  
当事者の主たる事務所又は當業所(外国の船  
舶運航事業者にあつては、その主たる事務所  
及び国内における當業所又は代理店)の所在  
地及び氏名(法人にあつてはその名称及び代  
表者の氏名)

二 協定等に関する事務を統括する事務所又は  
當業所があるときはその名称及び所在地  
三 協定等の当事者の営業種目及び現に営んで  
いる事業の概要

四 締結し、若しくは行おうとし、又は内容を  
変更しようとする協定等の名称及び概要  
変更しようとする協定等の効力発生の時期及  
びその存続の期間の定めある場合は、その

六 法第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更することが必要な理由等の内容を説明する文書の原文が日本語以外の国語で書かれている場合において、必要があると認めるときは、届出人に対し、期限を指定して、その原文の日本語による翻訳及びその翻訳が原文と同一の意味のものである旨を記載した文書の提出を求めることができる。

**第二十七条の二** 法第二十九条の二第一項の規定により届け出られた協定等の当事者の変更に関する協定等の内容の変更をしようとする船舶運航事業者が法第二十九条の二第一項の規定により行う届出は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した協定等参加（脱退）届出書二通を国土交通大臣に提出して行うものとする。

- 一 参加（脱退）しようとする船舶運航事業者の主たる事務所又は営業所（外国の船舶運航事業者にあつては、その主たる事務所及び国内における営業所又は代理店）の所在地及び氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）
- 二 参加（脱退）しようとする船舶運航事業者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要
- 三 参加（脱退）しようとする協定等の名称及び概要
- 四 参加（脱退）を必要とする理由

2 前項の参加（脱退）届出書には参加（脱退）しようとする船舶運航事業者以外の協定等の当事者の参加（脱退）同意書を添付するものとする。

（協定等航路運航実績臨時報告書の提出）

**第二十七条の三** 法第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為に係る航路において事業を經營している船舶運航事業者は、法第二十四条第一項（法第四十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、国土交通大臣が当該行為が法第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため、当該航路における運航の実績についてその区間、定期不定期の別及び期間を指定して報告を求めたときは、遅滞なく、第十一号様式による

大臣に提出するものとする。  
(変更の報告)  
**第二十八条** 一般旅客定期航路事業者、特定旅客定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく(第二号に掲げる場合(代理権を有しない役員に変更があつた場合に限る。)には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに)、変更報告書(第三号様式による。)を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

の概要」と、第二十二条の三中「内航不定期航路事業変更届出書」とあるのは、「船舶貸渡業等変更届出書」と、同条第二号中「変更しようとする」とあるのは「変更した」と、「第二十二条」とあるのは「第二十九条において準用する第二十二条」と、同条第三号中「変更の予定期日」とあるのは「変更した年月日」と、同条第四号中「変更を必要とする」とあるのは「変更した」と、第二十三条中「内航不定期航路事業廃止届出書」とあるのは「船舶貸渡業等廃止届出書」と読み替えるものとする。

**第四章 日本船舶及び船員の確保**

(日本船舶及び船員の確保に関する実施される措置)

**第三十条** 法第三十四条第一項の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 準日本船舶の確保

二 準日本船舶に乗り組む船員の育成及び確保

**第五章 準日本船舶の認定等**

(準日本船舶の認定の申請)

**第三十一条** 法第三十八条第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 船舶の国籍

四 船舶所有者の住所及び氏名

五 国際海事機関船舶識別番号

六 総トン数等(法第三十八条第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。)

七 法第三十八条第四項に規定する検査(以下「安全衛生検査」という)を受けた船舶については、検査内容

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 申請者(法第三十八条第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。)が当該船舶を運航していることを証する書類

二 船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

三 船舶所有者が申請者(法第三十八条第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。)の子会社であることを証する書類



届出書のほか、次に掲げる事項を記載した認定証書換え申請書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。
一 住所及び氏名 二 認定証の記載事項のうち変更があつたもの（準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度の申請等）
三 準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度の申請等）
四 法第三十八条第十項各号に掲げる場合のいすれに該当するかの別
五 届出の事由が発生した年月日
六 前項の届出が法第三十八条第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、前項の届出書に国際総トン数を記載するとともに、次に掲げる書類を添付するものとする。
七 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付するものとする。
八 一般配置図
九 中央横断面図
十 国際海事機関船舶識別番号
十一 國際総トン数を証する書類
十二 一般配置図
十三 当該変更に係る部分の構造及び配置を示す図面
十四 國際総トン数を証する書類
十五 第三十三条第二項の規定は、第一項の規定による準日本船舶の総トン数等の改測の場合について準用する。（準用規定）
十六 第三十四条から第三十六条までの規定は、前条第一項の規定による準日本船舶の総トン数等の改測の申請の場合について準用する。準日本船舶の安全衛生検査の内容の変更に係る検査の申請等
十七 第四十二条の二 法第三十八条第九項の規定により準日本船舶の検査内容の変更に係る検査（以下「変更検査」という。）を受けようとする者は、第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した安全衛生変更検査申請書及び第三十六条の三の安全衛生検査合格証を所轄地方運輸局长等に提出するものとする。第三十六条の二第一項及び第三項の規定は、前項に規定する準日本船舶の変更検査の場合について準用する。
十八 第四十二条の三 所轄地方運輸局长等は、変更検査の結果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件に適合していると認めたときは、第三十六条の三の安全衛生検査合格証の書換えをするものとする。
十九 第四十二条の四 法第三十八条の二の規定による準日本船舶の譲受等の届出（準日本船舶の譲受等の届出）
二十 第四十二条 法第三十八条第十項の規定により準日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、

届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。
一 住所及び氏名
二 船舶の名称
三 國際海事機関船舶識別番号
四 再交付申請の理由
五 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
六 認定証を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認定証再交付申請書に該当損傷した認定証（認定証を滅失したときは、その事實を記載した書面）を添付して、これを国土交通大臣に提出し、認定証の再交付を受けるものとする。
七 認定証を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認定証再交付申請書に該当損傷した認定証（認定証を滅失したときは、その事實を記載した書面）を添付して、これを国土交通大臣に提出し、認定証の再交付を受けるものとする。
八 認定証の再交付（認定証の返納）
九 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十一 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十二 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十三 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十四 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十五 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十六 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十七 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十八 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
十九 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。
二十 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。

届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。
一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類登記事項証明書
二 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
三 株主名簿又はこれに類する書類
四 個人については、次に掲げる書類
五 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
六 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類
七 個人については、次に掲げる書類
八 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類
九 第一項の場合において、法第三十九条の三の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、開始した船舶賃貸業の概要を記載した書類を添付するものとする。
十 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定の適用を受けようとするときは、同項及び第二項に規定する書類のほか、第四十二条の九第二項に規定する書類（第二項に規定する書類を除く。）を添付するものとする。
十一 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定により法第三十九条の十二及び法第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類

届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。
一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類登記事項証明書
二 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
三 株主名簿又はこれに類する書類
四 個人については、次に掲げる書類
五 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
六 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類
七 個人については、次に掲げる書類
八 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類
九 第一項の場合において、法第三十九条の三の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、開始した船舶賃貸業の概要を記載した書類を添付するものとする。
十 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定の適用を受けようとするときは、同項及び第二項に規定する書類のほか、第四十二条の九第二項に規定する書類（第二項に規定する書類を除く。）を添付するものとする。
十一 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定により法第三十九条の十二及び法第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類

(同項に規定する書類を除く) をそれぞれ添付するものとする。

(船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるもの)

**第四十二条の七の三** 法第三十九条の二第二項第二号の船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれら部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 主機
- 二 音響測深機
- 三 プロペラ

(認定の通知)

**第四十二条の七の四** 国土交通大臣は、法第三十九条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により外航船舶確保等計画の認定をしたときは、速やかに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、第二十五号様式による認定通知書により行うものとする。  
(計画期間)  
**第四十二条の七の五** 法第三十九条の二第四項第三号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

(計画期間において導入する外航船舶の隻数)

**第四十二条の七の六** 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める外航船舶の隻数は、当該対外船舶貸渡業者等の計画期間開始の日における外航船舶の隻数に百分の二十五を乗じて得た隻数とする。

2 計画期間において導入する外航船舶のうち、製造に掲げる者から取得する船舶であつて、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶の隻数は、当該船舶に該当する外航船舶の隻数を含まないものとする。

1 申請者の子会社等又は関連会社  
(計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合)

**第四十二条の七の七** 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める特定外航船舶の割合は、百分の七十とする。

2 計画期間において導入する外航船舶のうち、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合は、当該船舶に該当する外航船舶を含まないものとして計算するものとする。

船舶の割合は、当該船舶に該当する外航船舶を間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合は、当該船舶に該当する外航船舶を含まないものとして計算するものとする。

**第四十二条の七の八** 法第三十九条の二第五項の規定により外航船舶確保等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第二十六号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、当該外航船舶確保等計画の変更が第四十二条の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類を添付するものとする。

3 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。

**第四十二条の七の九** 認定対外船舶貸渡業者は、認定外航船舶確保等計画の計画期間において導入した外航船舶が特定外航船舶に該当することについて、国土交通大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる事項を記載した特定外航船舶確認申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

3 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

4 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

5 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

6 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

7 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

8 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

9 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

10 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

11 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

12 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

13 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

14 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

15 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

る事項を記載した外航船舶譲渡等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名並びに国籍

二 譲渡に係る外航船舶の明細(第九号様式による。)

三 譲渡に係る外航船舶が第四十三条第二項の規定を受けている場合にあつては、その旨及び確認を受けた年月日

四 譲渡の予定期日

五 譲渡を必要とする理由

2 前項の外航船舶譲渡等届出書には、譲渡契約書の写しを添付するものとする。

(報告)

**第四十二条の七の十一** 法第三十九条の九第一項の規定による報告は、第二十七号様式による報告書を、計画期間に係る事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

2 前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとする。

(検査員証)

**第四十二条の七の十二** 法第三十九条の九第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する該職員の身分を示す証票は、第二十八号様式によるものとする。

2 前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとする。

(第六章 先進船舶の導入等の促進)

**第四十二条の八** 法第三十九条の十第一項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

一 液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に環境への負荷の低減に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶

2 一 インターネット・オブ・シングルズ活用技術(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう)その他の航行の安全性若しくは効率性の向上又は快適性の確保に相当程度寄与する先進的な技術として国土交通大臣が定めるものを用いた船舶

3 一 先進船舶導入等計画の認定により受けようとする支援措置

4 一 前号に掲げるもののほか、先進船舶導入等計画の実施に当たって特に留意すべき事項

本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

一 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

二 既存の法人にあつては、次に掲げる書類又は寄付行為及び登記事項証明書

三 最近の事業年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類に掲げる書類

三 定款又は寄付行為の賛本

四 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類

五 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

三 個人にあつては、次に掲げる書類

四 資産調査

三 第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

四 第一項の場合は、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

五 第一項又は第二十三年運輸省令第九十一号) 第四十九号) 第二条の第四十二号) 第二条及び第十四条様式による特例許可

六 第一項の承認

七 第一項に規定する書類

八 第一項又は第二十三年運輸省令第九十一号) 第四十九号) 第二条の第四十二号) 第二条及び第十四条様式による特例許可

九 第一項に規定する書類

十 第一項又は第二十三年運輸省令第九十一号) 第四十九号) 第二条の第四十二号) 第二条及び第十四条様式による特例許可

十一 第一項に規定する書類

十二 第一項又は第二十三年運輸省令第九十一号) 第四十九号) 第二条の第四十二号) 第二条及び第十四条様式による特例許可

十三 第一項に規定する書類

十四 第一項又は第二十三年運輸省令第九十一号) 第四十九号) 第二条の第四十二号) 第二条及び第十四条様式による特例許可









**第一条** (施行期日) この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号)

附 則 (平成一四年六月二七日国土交通省令第二七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十五年六月一日)から施行する。

**附 則** (平成一五年三月二八日国土交通省令第三八号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄  
(施行期日)

**第三条** この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

**附 則** (平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(海上運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** この省令の施行の際現に人の運送をする船舶運航事業を営む者であつて、この省令による改正前の海上運送法施行規則(以下「旧海上

「運送法施行規則」という。)の規定により運航管理規程の作成の届出及び運航管理者の選任の届出をしている者にあつては、施行日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出並びに安全部括管理者の選任の届出及び運航管理者の選任の届出をするものとする。

この省令の施行の際現に交付されている旧海上運送法施行規則第四号様式による証票は、この省令による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票とみなす。

附 則 (平成二〇年八月八日国土交通省令第七三号)

（施行期日）

一 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

二 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正前の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び第二十号書式による証明書、第五条の規定による改正前の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書、第二十九号様式による航空機操縦練習許可書、第三十号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正前の連合国財務の返還の請求の手続等による改正前の船舶登録証書、第九条の規定による改正前の自動車登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明

書 第十条の規定による改正前の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条に規定する改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正後の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正後の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による証技能証明書、二十四号様式による航空身體検査証明書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正後の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消登録証明書及び第十四号様式による輸出予定期出証明書、第十条の規定による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。号

**(経過措置)**  
この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び第三条の規定による改正前の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票は、それぞれ第三条の規定による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票並びに第五条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び同令第十三号様式による証票並びに第五条の規定による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票とみなす。



別表第一 (第47条関係)										区分	総トン数の 測度の種類	新規測度又は全 部改測
000トン未満以上					000トン未満以上							
210,5,0000000トン未満以上	15,0000000トン未満以上	0,8,0000000トン未満以上	0,6,0000000トン未満以上	0,4,0000000トン未満以上	0,3,0000000トン未満以上	0,2,0000000トン未満以上	0,1,0000000トン未満以上	0,0,0000000トン未満以上	0,0,0000000トン未満以上	50000トン未満	1,0	
円54108,000円08,000	0,8,円26008	0,7,円6409	0,6,円3300	0,5,円6008	0,4,円0201	0,3,円4600	0,2,円2809	0,2,円0200	0,2,円0200	甲船舶		
円31102,07	円22103,04	円44105,02	円94109,00	円0800	円9703	円1603	円9509	円7304,	円792,0	乙船舶		
円0021,11										船舶甲		一部改
円0051,81										船舶乙		

第一回様式(第9回、第19回の、第30回、第31回、第25回の、4、第26回の2)	
登場人物名	性別
船 稲 喜	男
船 稲 実	男
渡 水 月	女
船 稲 有 常	女
船 稲 ト 久	女
船 稲 有 常	女
自衛隊員(軍人)の名前	
安 実 克	男
立 久 道 喜	男
通 営 大 力 打	男
机 机	

1 甲船舶とは、船舶のトン数の測度に関する法律施行規則第61条第2項の規定が適用される船舶をいう。

2 乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。

3 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測は、全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

4 基準喫水線又は旅客定員の数の変更による改測は、一部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

5 この表に定める地域は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第17条各号に定める地域とする。

第一号様式（第2条、第19条の2、第20条、第22条、第23条の4、第42条の2関係）

地域	ア フ リ カ	域 大 洋 州 地	域 中 南 米 地	域 ア ジ ア 地	域 中 近 東 地			
0 円	2 ,	1 3 7 0 9	0 円	3 ,	1 0 5 3	0 円	3 ,	1 0 0
6 0	3 2	0 7 4 0	4 円	4 0 1	0 3 3	0 円	0 0	0 3
0 円	3 ,	1 5 8 0 3	0 円	4 ,	1 2 5	0 円	5 ,	1 0 7
4 0	3 5	0 1 2 4 0	2 円	4 0 4	0 7 7	6 円	0 0	0 7
円	8 0 0	9 1 ,	円 1 7 0 6 0 3	6 0 2 ,	8 1 3 0 3	4 円 8 9 0 8 0	4 9 9 0 0	9 0 0 0 0
0 円	2 ,	1 3 7 0 9	0 円	3 ,	1 0 5 3	0 円	3 ,	1 0 0
6 0	3 2	0 7 4 0	4 円	4 0 1	0 3 3	0 円	0 0	0 3

第三号様式（第28条関係）

### 第三号様式の二（第23条の15、第42条の2）

B	本 身	身	身	身	身
1.	自 身	身	身	身	身
2.	自 身	身	身	身	身
3.	自 身	身	身	身	身
4.	自 身	身	身	身	身
5.	自 身	身	身	身	身
6.	自 身	身	身	身	身
7.	自 身	身	身	身	身
C	本 身	身	身	身	身
D	本 身	身	身	身	身
1.	自 身	身	身	身	身
2.	自 身	身	身	身	身
3.	自 身	身	身	身	身
4.	自 身	身	身	身	身
5.	自 身	身	身	身	身
6.	自 身	身	身	身	身
7.	自 身	身	身	身	身
E	本 身	身	身	身	身
F	本 身	身	身	身	身
G	本 身	身	身	身	身
H	本 身	身	身	身	身
I	本 身	身	身	身	身
J	本 身	身	身	身	身
K	本 身	身	身	身	身
L	本 身	身	身	身	身
M	本 身	身	身	身	身
N	本 身	身	身	身	身
O	本 身	身	身	身	身
P	本 身	身	身	身	身
1.	自 身	身	身	身	身
2.	自 身	身	身	身	身
3.	自 身	身	身	身	身
4.	自 身	身	身	身	身
5.	自 身	身	身	身	身
6.	自 身	身	身	身	身
7.	自 身	身	身	身	身

年 月 日	室 施 研 修 論
題	
審査者名及び所	
海上漁業危険航行規則(第 高橋 順)の復習により、以下のとおり轉載 いたします。	
交回書類	
新	
改	
変更履歴	

日本語	バハ (音)
日本語翻訳	秋葉原草 (音)
英語	Yabu (音)
その他の日本語	その他の (音)
台 評議會	バハ (音)
日本語	朝鮮民族議會 (音)
日本語翻訳	朝鮮族議會 (音)
英語	Choson National Assembly (音)
その他の日本語	その他 (音)
台 評議會	バハ (音) (音)
日本語	被服 (音)
日本語翻訳	被服 (音)
英語	Uniform (音)
その他の日本語	その他の (音)
台 被服	バハ (音)
日本語	被服 (音)
日本語翻訳	被服 (音)
英語	Uniform (音)
その他の日本語	その他の (音)
台 被服	バハ (音)
日本語	被服 (音)
日本語翻訳	被服 (音)
英語	Uniform (音)
その他の日本語	その他の (音)
台 被服	バハ (音)



船 名		国 籍	
所有者の氏名又は名称及び住所			
船 舶 番 号		船 籍 港	
船 舶 の 種 類		航 行 区 域	
總 ト ン 数		重 量 ト ン 数	
航 海 の 慣 例			
船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条第3項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶、同法第20条第1項の許可を受けた船舶(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条第5号に掲げる事項により許可を受けたものに限る。)又は同法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあってはその旨			

(注) ①船舶の種類の欄には、貨物船、油船、油化船、運搬船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船についてはコンテナ船、鉱石船、汽船、汽船用油船、石炭運搬船、その他の別を、油船については油船、LPG船、その他の別を併記すること。  
②航行区域の欄には、船舶検査直書により洋途、近海の別を記載すること。  
③航路の他途の欄には、当該船舶を使用して荷役事業(対外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、不定期航路事業)の別及び運航区域間を記載すること。

係  
第十号様式  
(第二十二条の三)  
第十一号様式  
(第二十三条の五)関係

(注) 等級又はすばりの欄には、コンテナ船以外の船舶についてはペール等級及びグレーン等級を、コンテナ船については20フィート型のコンテナに換算したコンテナの個数を記載すること。

第十号様式の二(第2表)(15面) (平成2年版) (改訂 平成2年1月1日施行)									
年 月 日									
外務省監査官便用封筒の表示									
税金実徴の額を記入する 基業名及び住所 領收書名 申告番号									
1. 税金実徴									
課税区域 又は課税地 日数	支拂支拂便用 封筒の記入欄			支拂支拂便用 封筒の記入欄			支拂支拂便用 封筒の記入欄		
	支拂 日数 (人)	支拂 人 (人)	TBU	申告 書 (枚)					
合計									

合計

8. その他の問題を記入する欄

(他) ① お詫びの言葉を記入する欄に「本当にごめんなさい」と書かれた場合は、取扱説明書の一番最初に記入することができます。

② 運送区分欄は、荷物、荷車、荷役及び半導体等を記入することができます。

③ 荷物の種類欄は、荷物の種類を記入します。ただし、荷物の種類が複数ある場合は、複数の種類を記入することができます。

④ 荷物の状態欄は、荷物の状態を記入します。ただし、荷物の状態が複数ある場合は、複数の状態を記入することができます。

⑤ 安全運送規約の欄に記入する場合は、その規約を記入して貰うことができます。

⑥ 携帯電話の通話料金の算出欄に、運送距離の通話料金(支度金)を記入することができます。ヨリカイ(通話料金)と計算した料金との差額を支度金として記入することができます。

⑦ 電子決済機の取扱説明書の欄に、タッチパネルの操作方法を外注として記入することができます。

⑧ 電子決済機を行なっている場合にあっては、共同運賃額の算出欄について記入することができます。

第十号様式の三（第23条の16関係）

定期不  
常会員

## ②発生事案に対する対応状況

（船舶の起点、寄港地及び終点について、それぞれの入港日時及び出港日時を含む。）

〔航路の起終、沿岸地及び港町について、省略。また、駕客及び乗組員については、略する。〕

- 船名
- 国籍国字模因船舶识别号
- 船籍港(船籍)

- ・船舶所有者（小田急）
- ・船員数
- ・旅客定員
- ・船内図（設備や旅客の部屋割等を含む。）

④その他の事項  
〈傷病者の人数 等〉

### 3. 船内の安全対策に関する事項 (安全対策マニュアルの有無 等)

3. その他参考となる事項  
(1) 国土交通大臣において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができます。  
2 TEI及び輸送量のTEUの欄には、コンテナ前について、20フィート型のコンテナに換算したコンテナの個数を記載すること。  
3 貨物運送の欄には、円又は長下のうち国土交通大臣が指定する通貨単位で記載すること。

第十二号様式(各項の開き)	
日本本邦主要事項報告書	
年 月 日	
國土交通省 県	住 所
	氏名又は店名
	代表者名又は店名
海上運送法第26条の第1項の規定により、日本本邦主要事項の認定を受けた日本本邦船舶を運送する事項について報告申します。	
記	
1. 船主登記船籍	
【船の名前】	
【船舶登録番号】	
【船舶登録港】	
2. 船舶登録事項のうち船舶の現況	
3. 船舶登録事項の不正確性	
(II) 船舶の大きさは、日本規則規範44に于る。	

<p>5.4センチメートル</p>  <p>写 真</p>	<p>(表)</p> <p>年 月 日発行</p>
<p>官職氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>印</p>	<p>海軍選手第十八年の五第二項において使用する同法第二十五各項の規定による公認監督の證</p> <p>日本支那大正</p> <p>東洋通商局長</p> <p>日本支那大正</p> <p>東洋通商局長</p> <p>日本支那大正</p> <p>東洋通商局長</p>
<p>5.4センチメートル</p>	

## 第十四号様式（第四十二条の九関係）

第十四号様式（第四十二条の九関係）（平成24年・昭和43年4月～平成24年4月～平成24年4月）

年 月 日

国土交通大臣 聞  
在 丙  
氏名又は名称  
代表者の氏名

海上運送法第36条の1第1項の規定により、下記の汽船動機導入等計画の認定申請書

記

- 汽船動機導入等計画の目的
- 汽船動機導入等計画の目標及び内容
- 実施年限
- 計画期間
- 汽船動機導入等計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 汽船動機導入等計画の認定料金の算出方法
- 汽船動機導入等計画の実施に当たって毎に留意すべき事項

(備考) 両面の大きさは、日本語要領をもととする。

## 第十五号様式（第四十二条の十一関係）

第十五号様式（第四十二条の十一関係）（平成24年・昭和43年）

汽船動機導入等計画の認定申請書

年 月 日

國土交通大臣 聞  
在 丙  
氏名又は名称  
代表者の氏名

下記による本申請書が付託機関に提出のため自動動機導入等計画について、海上運送法第36条の1第1項の規定により、認定を申請する場合を除むるの規定に基づき、認定しまして頂けます。

記

- 申請年月日 年 月 日
- 認定した汽船動機導入等計画の内容  
別紙のとおり
- (注意) この趣旨書は、大切に保管しておいてください。

## 第十六号様式（第四十二条の一二関係）

第十六号様式（第四十二条の一二関係）（平成24年・昭和43年）

汽船動機導入等計画の認定申請書

年 月 日

國土交通大臣 聞  
在 丙  
氏名又は名称  
代表者の氏名

下記の汽船動機導入等計画について、下記の通り認定をしないので、海上運送法第36条の1第1項の規定により、認定を中止します。

記

- 認定した汽船動機導入等計画の内容  
別紙のとおり
- 認定年月日 年 月 日
- 認定した汽船動機導入等計画
- 認定しようとする理由
- 当該汽船動機導入等計画の使用状況

(備考) 両面の大きさは、日本語要領をもととする。

## 第十七号様式（第四十二条の一三関係）

第十七号様式（第四十二条の一三関係）（平成24年・昭和43年）

汽船動機導入等計画の実施状況に関する報告書

年 月 日

國土交通大臣 聞  
在 丙  
氏名又は名称  
代表者の氏名

下記の汽船動機導入等計画の実施状況について報告します。

記

- 汽船動機導入等計画の概要  
認定年月日 年 月 日  
認定実施年月日 年 月 日  
3. 認定した汽船動機導入等計画
- 汽船動機導入等計画の認定により受けた支援措置
- 汽船動機導入等計画の実施状況
- 実施した汽船動機導入等計画の内容
- その他参考すべき事項  
(備考)  
1. 両面の大きさは、日本語要領をもととする。  
2. 相應なる資料を別途添付のこと。

第十八号様式（第42条の15の12関係）  
特定期制導入計画の認定申請書  
年月日  
国土交通大臣 構  
氏名又は姓  
代表者の氏名  
海上運送法第39条の20項1項の規定により、下記の特定期制導入計画の認定を申請します。  
記  
 1. 特定期制導入計画の目標及び内容  
 2. 実施計画  
 3. 計画期間  
 4. 特定期制導入計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法  
 5. 特定期制導入計画の認定による受けようとする支障措置  
 6. 特定期制導入計画の実施に際して取り組むべき事項  
 7. 先進船導入等計画の認定の特例を受けようとする場合は、その内容等  
 8. 船舶安全法の特例を受けようとする場合は、その内容等  
 (備考)  
用紙の大きさは、日本規格A4とする。

第十九号様式（第42条の11の12関係）  
特定期制導入計画の認定申請書  
年月日  
国土交通大臣 構  
氏名又は姓  
代表者の氏名  
下記による認定申請書及び設計計画に記載の特定期制導入計画について、海上運送法第39条の20項1項の規定により、認定を申請します。  
記  
 1. 申請年月日 年月日  
 2. 設定した特定期制導入計画の内容  
 (別紙) とおり。  
 (注意) この通知書は、大目に読みなしておいてください。

第二十号様式（第42条の16において準用する第42条の12関係）  
特定期制導入計画の変更の認定申請書  
年月日  
国土交通大臣 構  
氏名又は姓  
代表者の氏名  
下記の特定期制導入計画について、下記のとおり変更したいので、海上運送法第39条の20項5項の規定により、認定を申請します。  
記  
 1. 变更しようとする特定期制導入計画の概要  
 【認定通知書番号】 第 年月日  
 【認定通知書交付年月日】 年月日  
 2. 変更しようとする事項  
 3. 変更しようとする理由  
 4. 该該特定期制導入計画の実施状況  
 (備考)  
用紙の大きさは、日本規格A4とする。

第二十一号様式（第42条の16において準用する第42条の13関係）  
特定期制導入計画の変更の報告書  
年月日  
国土交通大臣 構  
氏名又は姓  
代表者の氏名  
下記の特定期制導入計画の実施状況について報告します。  
記  
 1. 特定期制導入計画の概要  
 【認定通知書番号】 第 年月日  
 【認定通知書交付年月日】 年月日  
 2. 報告に係る計画の概要  
 3. 特定期制導入計画の認定により受けた支援措置  
 4. 特定期制導入計画の認定の達成状況  
 5. 実施した特定期制導入計画の内容  
 (備考)  
用紙の大きさは、日本規格A4とする。  
船舶と各資料を別途添付の上、提出すること。

第二十三種郵便(郵便各類用)	
不 批 納 物 申 白 用	
船舶の名前	
船舶の国籍	
上記全類の不批料を申告します。	
<input type="checkbox"/> 入 港 税	
年 月 日	
住 所	
氏名又は登録 代表者の姓名	
港 方 船 名 艶 号 航 向	
航 港 船 型 艶 号 航 向	
次回定期航 港 船 型 艶 号 航 向	
地方港務局長より提出する船舶登録証明書 港 次回定期航 港 船 型 艶 号 航 向	

第二十五号様式（取扱いの7の4回）	
外航船舶保険等扶助の認定通知書	
英 年 月	
案	
国土交通省	
下記に記する認定申請者及び扶助申請者に記載の外航船舶扶助申請書について、海上扶助法 附加保険の第1回目（扶助金額において適用する場合を含む）の規定に基づき、認定を としてお送り致します。	
記	
1. 申請年月日 年 月 日	

## 第二十六号様式（第42条の7の8関係）

外航船舶確保等計画の変更の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は会社名  
代表者会社名

下記の外航船舶確保等計画について、下記のとおり変更をいたいので、海上保安庁第39条の規定による認定を申請します。

記

1. 変更しようとする外航船舶確保等計画の概要  
【提出通知書番号】 第 号  
【提出通知書交付年月日】 年 月 日  
2. 変更しようとする事項

## 3. 変更しようとする理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

## 第二十七号様式（第42条の7の11関係）

外航船舶確保等計画の実施状況に関する報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は会社名  
代表者会社名

下記の外航船舶確保等計画の実施状況について報告します。

記

1. 外航船舶確保等計画の概要  
【提出通知書番号】 第 号  
【提出通知書交付年月日】 年 月 日  
2. 対応に係る手続の実情

## 3. 外航船舶の確保等の実情の実施状況

## 4. 実施した外航船舶確保等計画の内容

## 5. その他留意すべき事項

(備考)  
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。